

京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業概要

1 CF支援事業の概要

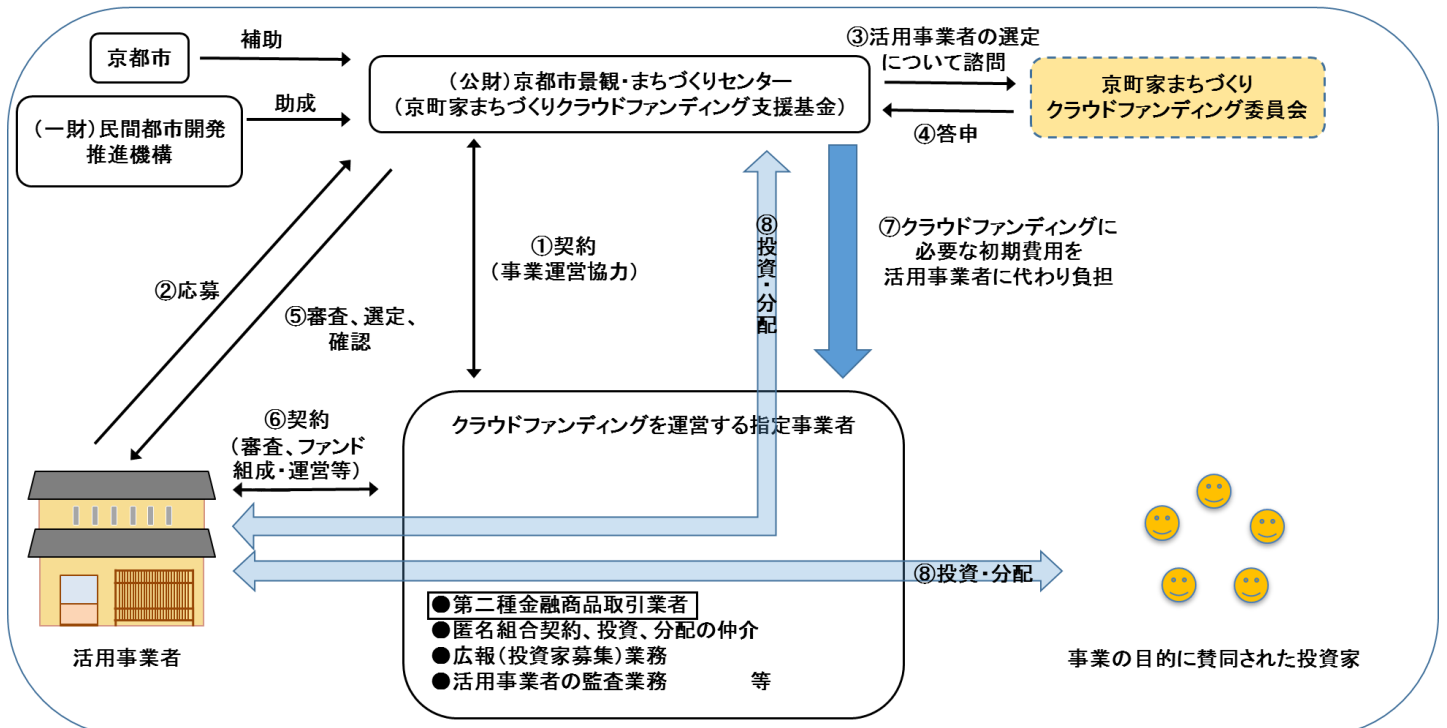
(1) 目的

ア 京町家の再生・活用を通じた、京都らしいまちづくりの推進

イ 民間からの資金を導入することで、幅広い担い手による京町家の再生・活用の推進

(2) 事業スキームの概要

京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業(事業スキーム図)



* 第二種金融商品取引業者とは、匿名組合契約などの有価証券を取り扱う行為等を業として行うことができる者として、金融商品取引法に基づき第二種金融商品取引業の登録を受けている者をいう。

ア 本事業は、京町家を改修、活用して事業を実施しようとする者（以下「活用事業者」という。）が、インターネットを経由して事業の目的に賛同した投資家をはじめとする不特定多数の者から資金の提供を受けるクラウドファンディングの仕組みを利用し、京町家の改修費用を調達する際に、資金面での支援を行う。

利用するクラウドファンディングは投資型クラウドファンディングとする。

イ 当財団に「京町家まちづくりクラウドファンディング支援基金」を設立し、クラウドファンディングを活用しようとする活用事業者に対し、クラウドファンディングに必要な初期費用を負担するほか、調達目標額まで投資が集まらなかった場合に、その過半が集まっていれば残額を投資する。

基金からの投資は活用事業者が利用したクラウドファンディングを通じて行う。その際、基金は他の投資家と同様に、クラウドファンディングの運用による分配金を受け取る。

ウ クラウドファンディングの運営については、公募により選定、委託した事業者（以下「指定事業者」という。）が担う。

(3) 事業効果

ア 改修費用に関する資金調達の選択肢が増えることで、京町家の再生・活用が促進される。

イ 京町家を保全したいとする民間からの資金を導入することにより、京町家の再生・活用における国や市等の税による負担の軽減を図る。

ウ 投資によって得た分配金をもとに、基金による持続的な支援を行い、より多くの町家の再生・活用につなげる（基金から投資し、償還を受けた分配金は、全額を基金に収納し、新たな支援対象への負担及び投資に利用する。）。

エ 当財団が支援を行うことで、京町家の再生・活用における公益的な事例の資金調達を後押しする。

(4) 支援の概要

ア 対象者

活用事業者

イ 京町家の要件

(ア) 昭和25年以前に伝統構法で建築されたもの

(イ) 基本的な構造部の改変が無く、伝統的な外観意匠や空間構成の再生が可能なもの

(ウ) 空き家の状態であるもの

ウ 活用事業の要件

(ア) 京町家の再生・活用を促進し、「京都らしいまちづくり」に資するもの

（地域の景観形成に寄与するもの、地域住民に開かれたもの、地域の賑わいや連携に資するもの、くらしの文化の継承等に資するものなど）

(イ) 事業に関わる各種法令・条例等に適合するもの

※ 想定される具体例

・デイケアセンターなどの福祉施設等

・店舗・事務所、宿泊施設等

エ 支援対象事業件数（予定）

5件

オ 支援金額

(ア) 初期費用負担金 1事業100万円（上限）

活用事業者が指定事業者との契約締結時に必要な初期費用を当財団が代わって負担する。

(イ) 支援投資 1事業300万円（上限）

活用事業者が目標募集額の2分の1以上の投資を獲得した場合に、目標募集額と獲得額の差額を当財団が投資する。

(5) 京町家まちづくりクラウドファンディング委員会

学識者、建築・会計等の専門家から構成する「京町家まちづくりクラウドファンディング委員会」を諮問機関として設置する。委員会は当財団からの諮問に応じ、指定事業者及び活用事業者の選定について審議を行う。